

## 練馬区議会第三回定例会

### 米沢ちひろ区議の一般質問（2017年9月8日）

日本共産党練馬区議団を代表して一般質問を行います。

#### 【核兵器廃絶と核兵器禁止条約について】

はじめに、区長の基本姿勢として核兵器廃絶に関して伺います。

本年7月7日、国連では加盟国の約3分の2、122か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の長年にわたる共同の取り組みが結実した歴史的な壮挙にほかなりません。これまで核兵器禁止条約の実現を求める決議が国連総会で20年以上毎年採択されながらも核保有国の反対で実現せず、2000年のNPT再検討会議の最終文書で核保有国は核兵器を廃絶する明確な約束をしたにもかかわらず、削減どころか近代化への巨額の予算を投じています。

そんな中、核兵器の非人道性から廃絶を求める国際世論の高まりを受けて、本年3月に各国政府と市民社会の代表による交渉会議が開催されました。交渉会議では、政府代表などとともに多数の被爆者も発言し、その壮絶な被爆経験は、同じ地獄をどの国の誰にも絶対に再現してはならないと人々の心を打ち、核兵器禁止条約の実現を加速させる力となりました。

核兵器禁止条約では、核兵器にかかわるほとんどの活動を禁止しています。たとえ核保有国の参加がなかったとしても、賛成する圧倒的多数の国々の参加で発効すれば、核兵器の使用と威嚇の違法化により核抑止力は明確に否定され、核兵器の保有には悪の烙印を押されることとなります。

核兵器禁止条約の採択に対して、北朝鮮の核開発を理由に反対する声もありますが、ごく一部の国が核保有を認められているもとで北朝鮮にだけ核開発をやめろと言ったところで、説得力はありません。むしろ、禁止条約で核兵器を違法化することが北朝鮮を孤立させ、核開発を放棄させることにつながります。まして、直接相手の意図を確かめるすべのないまま、軍事的恫喝の応酬を重ねれば、意図に反した軍事衝突につながりかねません。北朝鮮へ軍事的挑発を中止するよう求め、国際社会による経済制裁の厳格な実施・強化と一体にした対話による解決の追求こそが求められています。

核兵器禁止条約の制定は、非核都市練馬区宣言に込められた区民の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩です。平和首長会議、非核宣言自治体協議会の両者に加盟する練馬区の区長としての認識をお聞かせください。

日本政府は、これまで核兵器禁止条約の構想に棄権の立場をとり続けてきましたが、今回はアメリカ政府からの圧力に屈して、交渉会議にさえ参加せずに、採択された禁止条約にも反対するという、唯一の被爆国の政府とは思えない恥ずべき姿勢です。こうした姿勢に対して、田上長崎市長は、被爆地は理解できないと政府の対応を痛烈に批判し、一日も早い条約への参加を求めました。

練馬区も非核都市練馬区宣言の理念に立って、核兵器廃絶を実現するために核兵器禁止条約の締結を支持し、政府へ参加を求めるべきです。また、平和首長会議も呼びかけ、都内12自治体を含め全国774自治体の首長も賛同するヒバクシャ国際署名に区長も賛同すべきです。2点お答えください。

平和首長会議も禁止条約に強い支持を表明し、8月に開催された総会では、要請行動や平和活動を担う青少年の育成や平和意識の啓発などを盛り込んだ行動計画が採択されました。採択された行動計画を実践する立場に立ち、板橋区が実施している中学生平和の旅事業などを参考に、次代を担う子どもたちが被爆の実態や平和の大切さを学び伝える事業をはじめ、区民と協力した署名活動の推進など、平和推進事業の拡充を図るべきです。お答えください。

### 【防災対策について】

次に、防災対策についてです。

#### 豪雨対策

第1は、豪雨対策ですが、近年、局地的な大雨が頻発し、1976年からの10年間と直近10年間の気象庁の観測結果を比較した結果、集中豪雨の発生回数が全国平均で約34%増えていることが判明したとされています。今年も、九州北部をはじめ各地で豪雨災害が発生していますが、福岡県朝倉市では、平年7月1か月分の雨量の1.5倍の記録的豪雨がほぼ1日に降っています。これは、積乱雲が連なる線状降水帯が、一帯の上空に長時間とどまったことが要因とされています。

練馬区でも1999年に豪雨で時間131ミリの降雨を記録し、都内では死者1名、重軽傷者3名を出し、床上浸水493件、床下315件に上り、大きな被害がありました。この間、東京都でも61答申を基本に、2006年に豪雨対策基本方針を、2012年には中小河川における都の整備方針などを決め、23区地域においては時間75ミリの降雨に対応した河川施設や下水道施設の整備、流域対策の強化を進めるとともに、避難方策、情報提供の充実を進めています。同時に、練馬区でもこの間、中村中学校や学田公園などに貯水池を設置し、今後も水害対策推進地区を定め、石神井川稲荷橋付近など区内3か所で貯留槽の設置を計画するなど、取り組みを進めています。

2006年から30年をめどに進められている河川改修などの50ミリへの対応と浸透ますの設置などの流域対策で10ミリへの対応、家づくり・まちづくり対策の15ミリへの対応は、それぞれ区内で概ねどのくらい進んでいるのか、その進捗状況をお示しください。

また、これまでに取り組んでいる対策はあくまで最大で75ミリ降雨への対応であり、高降水型スーパーセルなど含め近年の異常気象の中では、これまでの常識だけにとらわれない更なる対策が求められていると考えますが、都の対応状況とともに、区としての対応策のお考えをお聞きします。

また、練馬では時間131ミリの豪雨が降った経験があり、一説には都内でも集中豪雨が頻発する2つの地域の1つが練馬から板橋にかけての東西方向の地域だということを考えると、そもそも75ミリ対応で大丈夫なのか、併せてお答えください。

更に、ここ数年も50ミリを超える雨量により、少なからず被害が出ています。今年も8月19日の大雨では、河川の氾濫はなかったものの、武蔵関公園で時間71ミリの降雨量があり、床上浸水14件、床下12件、道路冠水1件などの被害が報告されています。大規模な施設整備を待たず、こうした被害への対策として、集中豪雨が予想されるときには、事前に区民に対して水道の使用や排水の自粛などの協力を呼びかけることや、一般家屋への雨水浸透対策助成の更なる周知強化、止水板への補助、透水性舗装による対応など、長期間か

けずできる対策を強化するべきです。

同時に、下水道局の所管ですが、豪雨でマンホールが吹き飛ぶ事態が起これ、二次災害につながりかねない状況です。区内の新型マンホールの整備率は2割程度、早期の対策を働きかけるべきです。併せて答弁願います。

## 震災対策

第2に、震災対策ですが、この間、区でも感震ブレーカーのあっせん事業が始まり一歩前進ですが、今後周知を強めても大規模な普及は見込めないと考えます。感震ブレーカーが震災時の火災を大きく抑えられることを考えれば、区が補助することも含め、大多数の世帯に取りつけられるように思い切った対応をとる必要があります。簡易型であれば2,600円程度ですが、仮に全世帯約37万件すべてに配ったとしても10億円弱です。延焼遮断帯などを口実に道路整備事業に時間とお金を大幅にかけることを考えれば、はるかに安いお金で短い期間に高い効果を上げることができます。財政が大変だというのであれば、区民の命を守るこうした事業実施こそ最優先に考えるべきです。ご答弁ください。

## 【介護保険について】

次に、介護保険について伺います。

先の通常国会で介護保険制度が改定されました。この改定の背景には、経済・財政一体改革のもと、社会保障をビジネスの場につくりかえ、財政の面では社会保障費を抑制する狙いがあります。改革項目のうち8割が医療・介護分野で占められており、介護保険制度が支出削減の主要なターゲットにされているのです。

改定で盛り込まれた抑制策の1つが自立支援・重度化防止の財政インセンティブです。国が示す指標に基づいて自治体の取り組みを評価し、成果によって交付金に差がつけられます。減額は事実上のペナルティであり、各自治体は交付金増を目指し、介護認定率の引き下げ、給付費削減競争に駆り立てられることとなります。これを先取りした取り組みを行った埼玉県和光市や三重県桑名市では介護認定率が下がったと言われていますが、その内容は介護認定や申請を抑制する水際作戦、介護卒業を目指すケアプランの押しつけなど、高齢者が元気になった結果とはほど遠いものでした。いかに介護保険を使わせないかに重点が置かれていたのです。

練馬区の高齢者基礎調査を見ると、介護度を改善したい人が3割いる一方で、改善で利用量の減少を懸念する声も上げられています。総合事業の軽度化加算・自立化加算の実績はなく、介護認定更新では重度化が4割弱、維持が5割弱です。区は、必要な介護はしっかり行うと述べています。その立場を堅持し、介護認定の希望者はすべて受けさせること、客観的に公平性・妥当性のある介護認定を行うこと、自立や改善、卒業を目標にした実態に合わないケアプランや無理なりハビリ等を押しつけず、高齢者の選択を尊重すること、本人や家族の状況、ケアマネジャーや主治医などの意見をもとに、その人に合った介護を提供するよう力を尽くすことです。そのうえで、財政インセンティブの過度な追求は戒めるべきではありませんか。区のお考えをお聞きます。また、次期介護保険計画で定める目標や施策、中でも自立支援・重度化防止は、そうした立場を基本にすることを求めます。お答えください。

政府内では、軽度者への支援を安上がりにするため、生活援助の人員基準の見直しと報酬の引き下げが提起されています。改善、自立ありきで、生活援助は単なるお世話だと決めつ

け、軽視しているのです。生活援助はそんなものではなく、利用者の状態等を適宜把握し、必要な支援につなげる役割があり、初期対応の重要性は新オレンジプランでも強調されていることです。練馬では、要介護1、2以下が認定者の63%に上り、多くが生活援助を利用していますが、区は生活援助のこうした役割と重要性を認識していますか。今後も生活援助の量と水準、そのための人員と報酬が守られるべきと考えますが、いかがですか。2点お答えください。

介護職員の処遇改善については、全産業平均との差は約9万円で、依然として差は歴然です。処遇改善加算による効果は限定的で、半分以上の介護職員が変わらないか下がっている。しかも、日給時給の非正規職員は改善されていません。介護施設は、夜勤などの長時間労働、訪問介護でも過密になった、サービス残業が増えたという声があるなど介護現場は厳しく、それでも働く人は誇りを持ち、より高いスキルを身につけたいと願っているのです。

処遇改善は、労働者や事業者、利用者とその家族共通の願いです。区内介護事業所の88%が処遇改善加算を活用していますが、実際、どれほど賃金が上がっているか、区は、調査し実態をつかむべきではありませんか。お答えください。

次期報酬改定では連続の引き下げが懸念されますが、区長が所信表明で言われたような施設サービスや在宅サービスの充実を図るためにも、報酬引き上げこそ必要です。区は、実態をもとに国に介護報酬本体の抜本的な引き上げを求めること、都にも処遇改善策を講じるよう強く訴えるべきです。第一義的には国の責任ですが、区としても一般財源を投入し、一歩でも改善を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

## 【教育について】

次に、教育についてお聞きします。

### 教科書採択について

第1は、教科書採択についてです。

8月に道徳の教科書が採択されました。しかし、そこに至る過程を見ると、現場の教員や区民の意見を反映しているとはとても言えません。その理由として、区教委がこうした機会を減らしてきたことが挙げられます。

以前は、各校研究会という組織が各学校に設けられ、それぞれの教科書について教員が意見を言える仕組みがありました。そして、教科書協議会などを経て、教育委員会に反映させていました。しかし、こうした仕組みを廃止し、かわりに教員研究組織に意見を聴取する形に切り替えました。研究機関はあくまで授業の研究が目的であり、教科書についての意見を集約する場ではありません。しかも、今回はこの研究組織に意見を聴取することさえしませんでした。

更に、現場の教員は、教科書のよしあしの意見を言うことはできず、選ぶ観点だけ書けというのです。これでは、何のために意見を集約しているのかわかりません。実際に、今回の道徳の教科書の内容を明記した教科書協議会の報告書を見ても、どんな教科書であるかわからない記述ばかりです。これで教育委員がしっかりと判断ができるのでしょうか。

加えて問題なのは、教科書を閲覧する場所が限られていることです。2015年の採択の際には、教員向けの学校展示は4か所でしたが、今回はついに1校も設置されず、閲覧するには光が丘の学校教育支援センターと大泉分室に行かなければならなくなりました。現場の

教員に意見を言わせないための仕組みづくりではないでしょうか。

日本政府も批准している教員の地位に関する勧告では、「教員は、生徒に最も適した教具および教授法を判断する資格を特に有しているので、教科書の選択ならびに教育方法の適用にあたって、主要な役割を与えられるものとする」としています。8月4日の教育委員会でも、教育委員から、「教える現場の教員のより多くの声が反映されることが必要である。教員が採択されるべき教科書を投票するのも一つの案だと思っている」との発言がありました。こうした指摘を真摯に受けとめ、現場の声を集約する機能を抜本的に強化すべきです。

具体的には、各校研究会を復活、充実させること。教員や区民が十分閲覧できるよう教科書を必要部数購入し、閲覧場所と期間を拡大すること。また、夏休みなど教員が検討する時間を十分設けるために、採択の時期を8月末にずらすこと。教員の意見の中身を限定せず、閲覧場所すべてで意見を述べる仕組みをつくるとともに、投票制など、より教員の意見を反映できるものとする。また、採択の際、教育委員会の傍聴者が教育委員にもわかるように、希望者全員が傍聴できる大きな会場に変更することです。こうした対応を早急に実施すべきではありませんか。お答えください。

本来、どの教科書を選ぶのか、それは実際に子どもたちに接している教員が決めることが、ごく自然なことです。ところが、こうした声は軽視され、たった5名の教育委員が60冊を超える膨大な数の教科書を検証しています。これで十分な検証ができるのでしょうか。この間の教育委員会制度の改悪によって政治的介入ができる仕組みが強まる中で、現場から声を吸い上げ、それを教育施策に生かしていくことがますます求められています。

## 給食費の負担軽減

第2に、給食費の負担軽減についてです。

憲法で義務教育は無償化となっているにもかかわらず、区立小中学校の給食は、保護者から支払われる給食費によって賄われています。金額は学年によって異なりますが、月1人5,000円から7,000円ほどです。これに加え、教材費や移動教室の費用などもあり、収入の少ない世帯では大きな負担となっています。実際、就学援助で給食費を免除されている人数は全体の2割。給食費の滞納者は、訴訟も含めた収納強化によってその数は減りましたが、約40人、120万円となっています。

こうした中で、子どもたちの成長を心身ともに保障するうえで、給食費の負担を軽減することは強く求められています。同時に、負担軽減は貧困対策にとどまらず、食育という言葉もあるように教育の一環であり、教育を充実させる観点ですべての子どもたちを対象にすべきです。

既に全国では給食費の無償化を実施している自治体が55に上ります。練馬の場合、年間の経費は就学援助世帯を除けば約19億円であり、すぐ無償化することが厳しいとしても、段階的に負担を軽減していくべきです。お答えください。

## 【保育について】

次に、保育について伺います。

## 区立保育園の委託化・民営化の問題

第1は、区立保育園の委託化・民営化の問題です。

区の委託・民営化の方針は、区政改革計画、公共施設等総合管理計画を見ても、これまで区が約束してきた区立保育園の水準を維持する、保育の質の確保について、一言も言明がありません。第一回定例会で当区議団は、地域の子育てのセーフティネットである区立保育園をどのように評価し、位置づけているのかと質問しましたが、区長は区立保育園に対する評価をお答えになりませんでした。

今回、新たな委託発表を受けて、保護者からは、委託してまで延長保育は望まない、区立保育園として存続することを希望すると、区との説明会で表明がありました。また、今後、田柄、北町、氷川台まで広い地域で直営の区立保育園がゼロになる計画で、区立を選ぶ選択肢が奪われる状況になるので見直してほしいと、当該地域の区民からも強い不安や懸念が出されています。なぜこうした意見が上がるのか。区立園の保育が区民の財産として認知され、安心感を持っている保護者が多いというあらわれにほかなりません。公立保育園は、正規職員は民間と比べても長く働き続けられる条件が保障され、保育の質を高める公共的要請もあるからこそ、自治体の標準的な保育水準となり、地域全体の保育水準の向上にも役割を果たす重要な位置づけを持っています。

今後、委託や民営化を進めた場合、認可保育園全体の約3割から1割程度まで区立園も職員体制も減少し、良質な保育実践の蓄積や継承が困難になることは明らかです。更に、事業者の運営が困難になった場合、区保育士が緊急に保育を担うと明記されている区の委託ガイドラインの担保を失うことになりかねません。改めて、区長の区立保育園に対する評価と保育水準の認識について答弁を求めます。

喫緊の課題は待機児解消であり、今、性急に保護者の根強い不安や反対意見を押し切ってまで委託拡大する道理はありません。委託を受ける事業者を探す、保護者の納得を得るために事業者に保育内容での引き継ぎ、苦情などの対応に注力するよりも、新たな認可保育園の誘致を大きく進めていく、区立を存続させることで良質な保育実践を広く練馬区内の保育事業者と共有し、向上させていく取り組みこそ、区民の願いにかなう保育施策ではありませんか。今以上の委託・民営化計画の見直しと撤回を求めます。

## 区の保育基準の設定と水準の確保

第2は、練馬区としての保育の水準を定め、確保するための取り組みです。

現在、準備を進めている区の保育サービス検討会議は、保育施設を的確に評価して、保護者等にわかりやすく伝えるための見える化や、苦情・相談の対応や改善につなげるための仕組みづくりを目指すと聞いています。各保育施設の保育の見える化は、数値化も評価も大変難しい問題で、評価の土台として区の目指すべき保育のあり方や基準そのものを定義する議論が欠かせません。また、保育の質にかかわる問題や保育士不足、基準・規制緩和の影響について、子どもの保育を取り巻く状況など保育現場の実態を踏まえて、改善・解決の具体的方策も協議することを要望します。現在の検討状況とお考えをお聞きます。

世田谷区では昨年度、保育の質ガイドラインを策定し、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者とともに保育を通しての福祉に努めますという区の保育理念のもと、ガイドラインでは、子どもを中心とした保育を実践するための基本的な指針として、行政、事業者の果たすべき役割と責任を定め、保護者の参加・参画を推進し、包括的に支えていく仕組みの構築と保育の質の維持・向上を目指す取り組みを始めています。練馬区のガイドライン策定は、こうした経験を学んでつくる必要があります。見解を伺います。

### 待機児ゼロにむけた取り組み

第3は、待機児ゼロに向けての取り組みです。

区は、今年度の待機児数を48人と発表しましたが、認可外を利用する241人、育休延長172人、特定園のみ希望で369人が除外され、公表された人数です。実際は830人が入れず申請しているのに、これでは待機の実態からかけ離れた数字と言わなければなりません。来年度の新規の申し込みの見込みと併せて、認可整備540人と既存施設の定員増など700人の計画ではとても待機児ゼロは実現できません。

また、既存施設の定員増も、区は、現行基準を守り詰め込みではないと言いますが、実際には、低年齢児のクラス定員を増やしたことによる保育士の疲労は深刻で、保育現場に大きな負荷がかかり、結果として子どもと保育の安全を犠牲にするものです。定員拡大は認可保育園の整備を基本とするべきです。

区は、地域の需要のミスマッチが生じたからと言いますが、一次選考では申し込み5,130人の97%が認可を希望していますが、その約4割、1,800人以上が認可不承諾になり、認可定員の整備が圧倒的に足りないことは明らかです。区は、多様なニーズ、多様な保育施設と言いますが、そもそも保護者が選択できる状況になく、入所できた保育施設によって子育て環境も保育条件も大きな格差を抱え、3歳未満児施設では転園を余儀なくされるために子どもの育ちと保育が途切れてしまっているのが現状です。就学前までの認可保育園を軸に新規整備を大幅に拡大していくことを重ねて求めます。答弁を求めます。

以上で、日本共産党練馬区議団を代表しての一般質問を終わります。